

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和5年9月23日 07時31分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大島南東方沖（備後灘航路第1号灯浮標） 宮窪港東防波堤灯台から真方位144° 2.82海里（M）付近 （概位 北緯34° 08.0′ 東経133° 06.9′）
事故の概要	貨物船伸栄丸は、南西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 伸栄丸、499トン 140996、日伸運輸株式会社（船舶所有者）、泰山海運有限会 社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部に擦過傷 灯浮標 マーキング装置2個に破損、浮体に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船で、レーダー及びGPSプロッターを作動させて、大分県津久見市津久見港に向け、福山港を出港した。</p> <p>本船は、船長が単独で船橋当直に当たり、大島西方沖を自動操舵により約12.6ノットの対地速力で、備後灘航路第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を船首方やや左に見て南西進した。</p> <p>船長は、本件灯浮標の約2,500m手前の来島海峡東口北の位置通報ライン付近で、操舵スタンド下部の無線機の前にかがんだ姿勢で位置通報を行った。</p> <p>船長は、位置通報を終え、立ち上がって船首方を見たところ、本件灯浮標を視認しなかったため、本件灯浮標を通過したものと思い、次の針路目標である来島海峡航路第9号灯浮標（以下「9号灯浮標」という。）に注意を向けて本件灯浮標に衝突したことに気付かないまま航行を続けた。</p> <p>船長は、来島海峡を通過した頃、海上保安庁から本船が本件灯浮標に衝突したのではないかと連絡を受け、愛媛県松山市松山港に入港し、船体を確認したところ、右舷船首部に擦過傷と塗料の付着を認められた。</p> <p>船長は、空船のため生じていた船首方の死角に入った本件灯浮標を</p>

	<p>視認することができずに通過したものと思い、9号灯浮標に注意を向けて航行していた時に本件灯浮標に衝突したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、船首方に死角が生じた状態で南西進中、船長が、本件灯浮標を通過したものと思い、航行を続けたことから、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船首方に死角が生じた状態で南西進中、船長が、本件灯浮標を通過したものと思い、航行を続けたため、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、船首方に死角が生じた際は、レーダーを活用するなどして、死角を補う見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

